株主各位

東京都文京区湯島一丁目13番2号メディキット株式会社代表取締役社長景山洋二

第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第41期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】 http://www.medikit.co.jp/ir/



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 https://d.sokai.jp/7749/teiji/



【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】 https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「メディキット」又は「コード」に当社証券コード「7749」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月25日(火曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2024年6月26日(水曜日)午前10時
- 3. 目的事項

報告事項 1. 第41期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告、連結計算書 類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第41期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

案 剰余金処分の件

4. 招集にあたっての決定事項 (議決権行使についてのご案内)

書面 (郵送) により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

(提供書面)

事 業 報 告

(2023年4月1日から) (2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する制限緩和により社会経済活動の正常化が一段と進み、インバウンド需要の増加など、景気は緩やかな回復基調となりました。一方、長期化するロシア・ウクライナ情勢や緊迫化する中東情勢、世界的な資源価格の高騰、更なる円安の進行など、先行きは不透明な状況が継続しております。

当社グループの属する医療関連業界におきましては、医療現場においては手術件数や検査件数がコロナ禍前の水準に回復する動きが見られる一方、物資の高騰や医療従事者の慢性的な人手不足等の影響により、医療関連業界を取り巻く環境は引き続き厳しい状況が続いております。

このような中、当社グループはそれまでの中期経営計画(2021年12月公表。「当初中計」)の見直しを行い、「中期経営計画"NEXT 300 Neo"」を策定致しました。これは、当初中計の策定時より2年以上が経過したことによる内外の環境変化等を勘案し、改めて今後の経営戦略を見直した上で、当社グループとして着実に成長を遂げるべく取りまとめたものです。

国内においては、人工透析類では針刺し防止機構付き止血弁内蔵透析用留置針「ハッピーキャスProFlex」、静脈留置針類では針刺し防止機構付き留置針「スーパーキャス5」並びに「スーパーキャス7」等の販売・普及に努めるとともに、インターベンション類では、スーパーシース「スーパーシースCoat Plus」、不整脈治療用のブレイデッドシース「AbRoad STOUT」及びスティーラブルシース「AbRoad FLEX」の販売拡大に努めました。2023年3月に国内販売契約を終了させた石灰化病変治療デバイス事業の影響によりインターベンション類の売上は減少となりましたが、その他製品の販売拡販により全体売上を補うこととなりました。また、2022年12月に買収した株式会社Bolt Medicalは、引き続き脳血管治療領域における製品の上市に向けた取り組みを進めております。海外においては、国内で高い評価をいただいております透析針、静脈留置針、シースイントロデューサー等の販売が好調で、引き続き積極的なプロモーションを行って参りました。

上記の結果、当連結会計年度の業績は、売上高21,850百万円(前期比1.1%増)、営業利益4,677百万円(同13.6%増)、経常利益4,781百万円(同14.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益3.069百万円(同7.2%増)となりました。

当社の商品区分である品目別の売上高は以下のとおりであります。

人工透析類におきましては、7,622百万円(前期比1.3%増)となりました。静脈留置針類におきましては、6,840百万円(同16.5%増)となりました。インターベンション類におきましては、7,378百万円(同10.0%減)、うち石灰化病変治療デバイス関連は74百万円(同95.1%減)となりました。

なお、当社グループは、医療機器の製造・販売事業の単一セグメントであるため、セグメント 情報の記載を省略しております。

品目	売上高(百万円)	構成比(%)	増減率(%)
人工透析類	7,622	34.9	1.3
静脈留置針類	6,840	31.3	16.5
インターベンション類	7,378	33.8	△10.0
うち石灰化病変治療デバ イス関連	74	0.3	△95.1
その他	9	0.0	△15.7
計	21,850	100.0	1.1

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は2,319百万円であり、その主なものは生産設備の取得であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の資金は、自己資金を充当しました。

(2) 財産及び損益の状況

	区分		第 38 期 2021年3月期	第 39 期 2022年3月期	第 40 期 2023年3月期	第 41 期 (当連結会計年度) 2024年3月期
売	上	高 (千円)	19,312,663	20,130,697	21,607,233	21,850,545
経	常利	益 (千円)	3,871,909	4,548,922	4,177,707	4,781,660
	社株主に帰属 期 純 利	^{する} (千円)	2,659,007	2,993,017	2,864,589	3,069,466
1株	当たり当期純	利益(円)	157.36	178.14	170.67	187.95
総	資	産 (千円)	49,920,489	51,057,894	53,186,344	50,999,470
純	資	産 (千円)	43,636,632	45,772,317	47,291,981	44,128,537
1 株	当たり純資	産額 (円)	2,596.60	2,728.04	2,817.20	2,982.56

⁽注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第39期の期首から適用しており、第39期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社議決権比率	主	な	事	業	内	容
東郷メデ	゛ィキットホ	朱式会社		901	百万円	100.0%	医	療	機	器	製	造
Medikit	Vietnam	Co.,Ltd.	1,1	00万	米ドル	100.0%	医	療	機	器	製	造
株式会社	tBolt M	edical		10	百万円	100.0%	医猪	賽機器	の研究	宅・開	発・	製造

- (注) 1. 議決権比率は間接保有を含んでおります。
 - 2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特	定	完	全	子	会	社	の	名	称	東郷メディキット株式会社	
特	定	完	全	子	会	社	の	住	所	東京都文京区湯島一丁目13番2号	
当社の	:及び 株)完全 式	子会社 の	上にお 帳	ける ^特		全子 価	会社 額		9,215百万円
当	社	t	の	糸		資	<u>P</u>	氃	額		27,418百万円

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「成長性」「収益性」「安全性」をキーワードとして、①グループ連携の強化、②安全性と新商品提供、③グローバル展開、④生産体質の強化を課題と考えております。

① グループ連携の強化

当社グループは、グループ会社間の連携が製品の開発から生産、販売、物流までの一連の流れを強化することに繋がるものと確信しております。販売会社は、顧客ニーズを探求し販売に繋げること、製造会社は、ニーズを踏まえた開発と製造、お互いの役割を明確化したうえで一体となって取り組むことで、市場ニーズを捉えた製品のスムーズな市場投入を実現してまいります。

② 安全性と新商品提供

当社グループは、品質保証・安全管理体制を構築し、安全性を重視した商品の開発・販売を行っております。また、患者様はもちろんのこと、使用される医療従事者様に対しても安全な製品の提供は、医療機器製造販売業者の責務であり、既存製品についても引き続き改善・改良等に取り組んでまいります。

③ グローバル展開

海外展開の拡大を重要な戦略分野と位置付け、グローバルレベルでの開発力、商品力、販売力の強化に取り組むとともに、海外薬事への対応も着実に進めてまいります。

④ 生産体質の強化

当社グループの持つ技術及び生産能力を最大限に発揮するための品質管理とコスト管理を行い、競争力強化に努め、効率的且つ柔軟な生産管理体制の強化を推進してまいります。

(5) 主要な事業内容(2024年3月31日現在)

当社グループは、主として血管・血液に関する分野の医療機器を開発・製造・販売しております。具体的な品目としましては、人工透析用留置針を中心とする人工透析類、輸血・輸液等に使用する静脈留置針類と血管造影、血管内治療に用いるインターベンション類であります。

単一セグメントのため、主な品目別の主要製品は次のとおりであります。

品目	区分	主 要 製 品 名
人 工 透 析 類	人工透析用留置針	ハッピーキャス、ハッピーキャスCLs等
静脈留置針類	静脈留置針	スーパーキャス、スーパーキャス (安全機構付)
ノン、ケーベン、シ、マン、米百	イントロデューサー	スーパーシース、インサートシース等
インターベンション類	血管造影用カテーテル	メディキット血管造影カテーテル

(6) **主要な営業所及び工場**(2024年3月31日現在)

	名				称	所 7	玍	地	2	名			利	尓	所	7:	Ė	地
本	社 •	東	京	営	業 所	東京都文列	京区	ζ	名	古	屋	営	業	所	名古屋	市列	包	
札	幌	営		業	所	札幌市北區	<u>X</u>		京	都	崖	Í	業	所	京都市	下,	区京	
仙	台	営		業	所	仙台市青雪	葉区	ζ	関	西	崖	ŕ	業	所	大阪市	中5	中区	
埼	玉	営		業	所	さいたまī	十十	宮区	神	戸	崖	ŕ	業	所	神戸市	中5	中区	
千	葉	営		業	所	千葉市稲	毛区	ζ	広	島	崖	ŕ	業	所	広島市	中国	<u> </u>	
横	浜	営		業	所	横浜市港	比区	ζ	福	岡	崖	Í	業	所	福岡市	博	多区	
東	郷メ	ディ	丰	ツ	ト (株)	日向工場	• =	向第二	□場:	宮崎県	日向	市						
Ме	edikit	Vietn	am	Co.	,Ltd.	ベトナム ハイフォン			ン市									
株	式会社	t Bol	t M	e d	ical	東京都中央	夬区	ζ										

(**7**) **使用人の状況** (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使	用	人	数	前連結会計年度末比増減
	966	(305) 名		3 (△14) 名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2. 当社グループは、医療機器の製造・販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
177 (16) 名	△17(1)名	39.6歳	13.7年

(注)使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 67,520,000株

② 発行済株式の総数 17,880,000株

③ 株主数 1,435名

④ 大株主 (上位10名)

株	名	持	株	数	持	株	比	率
株式会社ナカジマコーポレーシ	ョン		5,336,00	00株			36.07	7%
G O L D M A N , S A C H S & C O . (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式	R E G C会社)		1,344,18	30			9.09)
GOLDMAN SACHS INTERNATIO (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式			1,012,49	9			6.84	1
RE FIDELITY FUN	FC) DS 支店)		871,30	00			5.89)
一般財団法人中島育英奨	学 会		600,00	00			4.06)
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCC (常任代理人 香港上海銀行東京3			589,70	00			3.99)
中 島 弘	明		564,00	00			3.81	-
中島	崇		563,00	00			3.81	-
中 島 弘	子		540,00	00			3.65	5
NORTHERN TRUST CO. (AV RE NON TREATY CLIENTS ACCO (常任代理人 香港上海銀行東京	, , , ,		380,20	00			2.57	7

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,084,493株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 - 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 - ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況 当社は、2022年6月29日開催の第39期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬 制度を導入しております。これを受け、2023年6月28日開催の取締役会において、譲渡制 限付株式報酬としての自己株式の処分を決議し、取締役(社外取締役を除く。)4名に対し自 己株式6.300株の処分を行っております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

イ. 自己株式の取得

2023年12月5日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び総数 普通株式 2,000,000株

取得価額の総額 4,776百万円

取得した期間 2023年12月6日から2024年1月9日まで

ロ. 自己株式の消却

2024年2月9日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類及び総数 普通株式 1,000,000株

自己株式消却額 1,960百万円 消却した日 2024年2月27日

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況(2024年3月31日現在)

会社に	こおける	地位	氏			名	担当及び重要な兼職の状況等
代表耳	取締役	社 長	景	Щ	洋	=	
取締	役 副	社 長	中	島		崇	東郷メディキット株式会社代表取締役社長 管理部門担当
取	締	役	堀之	之内		広	営業管理部担当 薬事/教育担当
取	締	役	中	島	史	博	経営企画担当
取	締	役	吉	田	安	幸	
取	締	役	大	瀧	敦	子	石本哲敏法律事務所 株式会社JMホールディングス社外取締役 ナラサキ産業株式会社社外監査役
常勤	監査	£ 役	金	子	尚	道	
監	査	役	大	島	秀	=	大島秀二公認会計士事務所代表 公認会計士・税理士 株式会社協和コンサルタンツ社外取締役
監	査	役	吉	囲	福	_	

- (注) 1. 取締役吉田安幸氏及び同大瀧敦子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2. 監査役大島秀二氏及び同吉田福一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 3. 取締役大瀧敦子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 監査役大島秀二氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 5. 監査役吉田福一氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 6. 当社は、取締役吉田安幸氏及び同大瀧敦子氏、監査役大島秀二氏及び同吉田福一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - ② 事業年度中に辞任又は解任された取締役及び監査役該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役吉田安幸氏及び同大瀧敦子氏、社外監査役大島秀二氏及び同吉田福一氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任額は、同法第425条第1項に規定する額を責任限度額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は、取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を会社が全額負担しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年6月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等は、取締役会において代表取締役社長に委任することを決議したうえで、代表取締役社長が最終決定しており、実質的には、取締役会で決議された決定方針に沿ったものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、持続的な成長及び企業価値の向上に資するために、適正な範囲において、各人の職責及び貢献度を踏まえたやりがいの持てる水準とすることを基本方針としております。

- 2. 取締役(及び監査役)の報酬の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針
- ① 報酬の種類は、金銭による月例の固定報酬、及び非金銭報酬として支給する譲渡制限付 株式報酬としております。ただし、社外取締役(及び監査役)については、金銭による月 例の固定報酬のみとしております。
- ② 取締役の個別の報酬額のうち、金銭による月例の固定報酬については、株主総会で決議された限度額の範囲内において、取締役会が基本的な枠組みを決議するとともに、その枠組みの範囲内で決定することを代表取締役社長に委任し、委任を受けた代表取締役社長が、個々の取締役の役位、職責、当社の業績等を総合的に勘案したうえで、決定するものとしております。
- ③ 社外取締役を除く取締役に対して支給する譲渡制限付株式報酬については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブ付与及び株主との一層の価値共有を進めることを目的としており、株主総会において上記②の金銭による月例の固定報酬とは別枠で承認を得た限度額の範囲内において、取締役会が決議した各対象取締役への割当株式数に基づき、譲渡制限付株式付与のために各対象取締役に支給する金銭債権の額及びその支給時期を取締役会が決定するものとしております。
- ④ 監査役の個別の報酬額については、その金銭による月例の固定報酬額を、株主総会で決議された限度額の範囲内において、監査役の協議によって決定するものとしております。
- ⑤ 役員退職慰労金については、2017年6月29日開催の第34期定時株主総会において役員退職慰労金制度の廃止及び打切り支給を決議しており、(制度廃止後の役員在任期間に係る)役員退職慰労金は支給しないこととなっております。

- 3. 取締役及び監査役に対し報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針
- ① 金銭による固定報酬は、事業年度ごとに一定金額を定めることとし、毎年6月開催の定時株主総会終了後、取締役については、その後直ちに行われる取締役会で上記2.②の基本的な枠組み及びその枠組みの範囲内での代表取締役社長への委任を決議し、その後速やかに代表取締役社長が決定し、監査役については、定時株主総会終了後直ちに監査役の協議によりこれを決定するものとしております。また、金銭による固定報酬の支払いは暦月計算とし、従業員給与の支給日と同日の毎月25日(25日が休業日の場合は前営業日)に支給しております。
- ② 譲渡制限付株式報酬の支払いは年度計算とし、毎年、一定の時期に支給しております。
- 4. 金銭による月例の固定報酬及び譲渡制限付株式報酬の割合の決定に関する方針
- ① 社外取締役を除く取締役(譲渡制限付株式報酬の支給対象となる取締役)の報酬に関し、金銭による月例の固定報酬と譲渡制限付株式報酬の構成割合につきましては、健全なインセンティブとして機能するように適切な支給割合を決定します。
- ② 社外取締役及び監査役の報酬については、金銭による月例の固定報酬のみで構成されております。

口. 当事業年度に係る報酬等の総額等

X	分	報酬等の総額	報酬等の	報酬等の種類別の総額(千円)							
		(千円)	固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	役員の員数 (名)					
取	締 役	77,485	62,022	-	15,463	6					
(うち社会	外取締役)	(7,200)	(7,200)	(-)	(-)	(2)					
監	査 役	12,399	12,399	-	-	3					
(うち社会	外監査役)	(5,400)	(5,400)	(-)	(-)	(2)					
合	計	89,885	74,422	-	15,463	9					
(うち社	:外役員)	(12,600)	(12,600)	(-)	(-)	(4)					

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第32期定時株主総会において年額300百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない)、うち社外取締役分20百万円以内と決議いただいております。 当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、10名(うち社外取締役1名)です。また、金銭報酬と は別枠で、2022年6月29日開催の第39期定時株主総会において、株式報酬の額として年額100百万 円以内、株式数の上限を年40,000株以内(社外取締役は付与対象外)と決議しております。当該定 時株主総会終結時点の対象取締役の員数は、4名です。
 - 2. 監査役の金銭報酬の額は、2003年6月27日開催の第20期定時株主総会において年額30百万円以内と 決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。
 - 3. 子会社の役員を兼務する取締役1名については、子会社から報酬等を支給しております。
 - 4. 当社は、2017年6月29日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、取締役9名に対し総額1,300百万円を上限として役員退職慰労金を打切り支給することとし、その支給の時期は、取締役を退任する時とすることを決議いたしております。なお、これらの金額には、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。当事業年度末における役員退職慰労金打切り支給予定額の残高は、取締役3名に対し17,756千円となっております。
 - 5. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2.(1)⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況|に記載しております。
 - 6. 取締役会は、取締役の個別の報酬額については、株主総会で決議された限度額の範囲内において、基本的な枠組みを決議するとともに、その枠組みの範囲内で決定することを代表取締役社長景山洋二氏に委任し、経営成績、各取締役の役割や職責に応じた貢献度等を考慮して決定しております。委任した理由は、当社全体の業績等を俯瞰し、個々の取締役の評価を行うには代表取締役社長景山洋二氏が適していると判断したためであります。
 - ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金 該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役吉田安幸氏は、当社の株主ではありますが、当社と人的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。また同氏は、他の法人等の重要な兼職はありません。

取締役大瀧敦子氏は、石本哲敏法律事務所に所属し、また、株式会社JMホールディングスの社外取締役、ナラサキ産業株式会社の社外監査役でありますが、当社と兼務先との間には人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。

監査役大島秀二氏は、大島秀二公認会計士事務所の代表及び株式会社協和コンサルタン ツの社外取締役でありますが、当社と兼務先との間には人的関係、資本的関係又は重要な 取引関係その他の利害関係はありません。

監査役吉田福一氏は、当社と人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。また同氏は、他の法人等の重要な兼職はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
吉 田 安 幸	· 社外取締役	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。 旭化成株式会社で取締役、顧問を務め、医療機器業界にも精通しており、豊富な経験と幅広い見識から、取締役会において、当該視点から積極的に意見を述べており、特に当社の経営課題等について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
大 瀧 敦 子	· 社外取締役	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。 弁護士としての専門的知識、豊富な経験と幅広い見識から、取締役会に おいて、当該視点から積極的に意見を述べており、特に当社の経営課題 等について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当 性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
大島秀二	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また監査役会14回の全てに出席いたしました。 公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会において、経営の監視や適切な助言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
吉田福一	· 社外監査役	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また監査役会14回の全てに出席いたしました。 税理士としての専門的見地から、取締役会において、経営の監視や適切な助言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 会計監査人に対する報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,400千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の 利益の合計額	32,400千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監 査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
 - ③ 非監査業務の内容 該当事項はありません。
 - ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- 1. 当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、公正で高い倫理観・価値観に基づいて行動し、広く 社会に貢献することが求められる。代表取締役は、常に、この精神を当社グループの取締役及 び使用人に伝達し、法令遵守及び適正な職務執行を徹底する。

- ② 代表取締役は、コンプライアンス統括責任者として、管理部門担当取締役を選任し、コンプライアンス体制の構築、維持、整備を行う。
- ③ 内部監査部門は、コンプライアンス体制、法令及び定款上への適合性を確認し、代表取締役 及び担当取締役に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の 把握と改善に努める。
- ④ また、使用人が法令又は定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「公益通報者の取扱に関する規程」に基づき運営を行う。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書(電磁的記録を含む。)は、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に作成・保存・管理する。
- ② 当社の取締役及び監査役は、常時、前項の文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の取締役等は、子会社における法定の議事録の写し 等の文書を当社に提出することにより、子会社の取締役等の職務執行に係る事項を報告する。 また、当該資料については、当社の取締役・監査役が常時閲覧することができるものとする。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」に準拠したリスク管理体制の整備を進め、当社を取り巻くリスクを特定した上で適切なリスク対応を図る。
- ② 「リスク管理委員会」を社内に設置し、定期的に当社グループが抱える諸リスクの管理について、把握、分析、評価した上で見直し、対応を検討するものとする。
- ③ 当社グループの取扱う製品については、別途、原則月1回開催する「部長会」にて、製品の安全性の確保、品質の向上について検討・見直しを行う。
- ④ また、不測の緊急事態が生じた場合には、代表取締役下の対策本部を設置し、迅速に損害の拡大を防止する体制を整える。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、適宜、臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について審議、議決及び取締役の業務執行状況の監督を行う。また、子会社についても取締役会を月1回開催するほか、適宜、臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について審議、議決及び取締役の業務執行状況の監督を行う。

- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。
- ③ 年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定するものとする。また、経営の意思決定の迅速化を図る為、代表取締役、担当役員等で構成する「経営会議」を開催し、経営に関する重要事項の審議、及び業務執行状況を確認する。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「関係会社管理規程」に基づき、子会社管理の所管部門の統括の下、子会社に対する適切な 管理を行い、当社及び子会社における内部統制の実効性を高める施策を実施する。
- ② また、子会社に対しては、定期的に監査を実施するとともに、当社監査役と子会社監査役が 意見交換を行い、業務の適正を確保する体制を整備する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、管理部門担当取締役は監査 役と協議の上、合理的な範囲で業務補助のためのスタッフを置くことができるものとする。
- ② 同使用人の任命、異動等の人事権に係る事項の決定については、常勤監査役の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
- ③ 監査役の職務を補助する使用人は、その職務にあたっては、監査役の指示にのみ従うものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社グループの業務又は業績に与える重要な事項について、監査役に速やかに報告するものとする。前記に関わらず、監査役は必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求める事ができることとする。
- ② 監査役は、代表取締役、内部監査室、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換を行い、連携して当社グループの監査の実効性を確保するものとする。
- ③ 監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととする。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等所要の請求を受けたときは、監査役の職務の執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力排除に向け、企業行動 憲章において、反社会的勢力とは断固として対決する旨を定める。
- ② 反社会的勢力における不当要求が発生した場合の対応部署は、総務部が中心となり組織的に対応するものとする。総務部長を不当要求防止責任者に選任し、反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する体制とする。
- ③ 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素より、所轄警察署、弁護士等の外部専門機関と 連携し、情報収集や協力体制の構築に努めるものとする。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務執行について 当事業年度は、取締役会を13回開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する重要 事項を協議・決定するとともに取締役および従業員の職務執行の監督を行いました。
- ② 監査役の職務の執行について 当事業年度は、監査役会を14回開催し、社外監査役を含む監査役は、監査に関する重要な 報告を受け、協議、決議を行っております。また、常勤監査役は取締役会やその他の重要な会 議へ出席し、代表取締役、内部監査室、会計監査人との間で定期的に情報交換を行うことで、 取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。
- ③ リスク管理体制について 当事業年度は、リスク管理委員会を毎月開催し、リスクの把握と対策を検討し、活動内容を 定期的に取締役会に報告しております。
- ④ 内部監査について 内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社グループの内部監査を実施いたしました。

連結貸借対照表

(2024年 3 月31日現在)

	資 産	の部	負 債 及 び 純 資 産 の 部
	科目	金額	科 目 金 額
I	【流動資産】	34,491,157	I【流動負債】 5,718,730
	現 金 及 び 預 金	23,611,087	支払手形及び買掛金 3,180,483
	受 取 手 形	63,815	未 払 法 人 税 等 897,729
	売 掛 金	5,224,711	,
	金銭の信託	1,500,000	賞 与 引 当 金 412,052
	商品及び製品	1,349,553	その他 1,228,465
	仕 掛 品	1,496,639	Ⅱ【固 定 負 債】 1,152,202
	原材料及び貯蔵品	1,031,177	
	そ の 他	218,018	資 産 除 去 債 務 23,085
	貸 倒 引 当 金	△3,845	繰延税金負債 336,070
I	【固定資産】	16,508,312	その他 793,045
1	(13 112 12 32 12)	11,474,162	·
	建物及び構築物	3,452,593	負 債 合 計 6,870,932
	機械装置及び運搬具	2,232,975	I【株 主 資 本】 43,454,139
	工具、器具及び備品	1,573,738	資 本 金 1,241,250
	土 地	2,398,017	
	建設仮勘定	1,816,838	資 本 剰 余 金 8,432,768
2	()((, (), (), (), (), (), (), (), (), ()	3,475,879	利 益 剰 余 金 39,826,236
	のれん	2,337,669	自 己 株 式 △6,046,116
	そ の 他	1,138,210	
3	(322)	1,558,270	Ⅲ 【その他の包括利益累計額】 674,398
	投 資 有 価 証 券	961,971	その他有価証券評価差額金 200,334
	退職給付に係る資産	162,712	為替換算調整勘定 309,737
	繰 延 税 金 資 産	310,739	
	そ の 他	123,597	
	貸 倒 引 当 金	△750	純 資 産 合 計 44,128,537
資	産 合 計	50,999,470	負 債 純 資 産 合 計 50,999,470

連結損益計算書

(2023年4月1日から) (2024年3月31日まで)

		科		目		金	額
売			上	高			21,850,545
売		上	原	価			13,097,807
	売	上	総	利	益		8,752,737
販	売	費及	びー般	管 理 費			4,074,907
	営		業	利	益		4,677,830
営		業		収 益			
	受		取	利	息	4,390	
	受受受受作	取	配	当	金	14,712	
	受	取	地	代 家	賃	38,491	
	受	取	保	険	金	78,471	
	作	業	くず	売却	益	20,300	
	売		電	収	入	20,862	
	そ		の		他	18,522	195,751
営		業	外	費用			
	支		払	利	息	7,621	
	為		替	差	損	10,758	
	投	資 事	業組	合 運 用	損	2,287	
	自	己村	朱 式	取 得 費	用	56,137	
	減	価	償	却	費	3,942	
	売		電	費	用	9,678	
	そ		の		他	1,495	91,922
	売 そ 経		常	利	益		4,781,660
特		別	利	益			
	古	定	資 産	売却	益	520	
	ゴ	ルフ	会 員	権 売 却	益	1,181	1,701
特		別	損	失			
	古	定	資 産	売却	損	2,402	
	古	定	資 産	除却	損	1,448	
	投	資 有	価 証	券 評 価	損	4,297	
	減		損	損	失	55	8,203
₹		金等調		当 期 純 利	益		4,775,158
Ž.	去り		住 民 税	及 び 事 業	税	1,719,385	
Ì.	去		税 等	調整	額	△13,692	1,705,692
<u></u>	当	期	純	利	益		3,069,466
 亲	見会	社 株 主	に帰属す	する 当 期 純 利	益		3,069,466

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から) (2024年3月31日まで)

	木	 朱	È	至 7	A
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年4月1日残高	1,241,250	10,384,459	38,519,697	△3,243,544	46,901,863
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,762,926		△1,762,926
親会社株主に帰属する当期純利益			3,069,466		3,069,466
自己株式の取得				△4,776,213	△4,776,213
自己株式の処分		8,468		13,481	21,950
自己株式の消却		△1,960,160		1,960,160	_
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△1,951,691	1,306,539	△2,802,571	△3,447,724
2024年3月31日残高	1,241,250	8,432,768	39,826,236	△6,046,116	43,454,139

	7	その他の包括利益累計額			
	その他有価 証 券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に 係 る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	純資産合計
2023年4月1日残高	145,711	247,052	△2,645	390,118	47,291,981
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△1,762,926
親会社株主に帰属する当期純利益					3,069,466
自己株式の取得					△4,776,213
自己株式の処分					21,950
自己株式の消却					_
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	54,623	62,685	166,971	284,280	284,280
連結会計年度中の変動額合計	54,623	62,685	166,971	284,280	△3,163,444
2024年3月31日残高	200,334	309,737	164,326	674,398	44,128,537

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数 3社

・連結子会社の名称 東郷メディキット(株)

Medikit Vietnam Co.,Ltd.

(株)Bolt Medical

② 非連結子会社の状況

・非連結子会社の名称 Medikit Europe GmbH

・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分

に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計

算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の状況

・非連結子会社の名称 Medikit Europe GmbH

・持分法を適用しない理由 持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う

額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体とし

ても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち東郷メディキット(株)及び(株)Bolt Medicalの事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

また、連結子会社のうちMedikit Vietnam Co.,Ltd.の事業年度の末日は12月31日であり、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結に必要な調整を行っております。

なお、㈱Bolt Medicalは事業年度の末日を7月31日から3月31日に変更しております。連結計算書類の作成に当たっては、同社は従来から連結決算日で本決算に準じた仮決算を行っているため、当該決算期の変更による影響はありません。

- (4) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ、満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

- ロ. その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外 のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動 平均法により算定)を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商 品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの) について は、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算 書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法を採用しておりま す。

ハ. 棚卸資産

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基 づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外子会社は定額法を採 用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得し た建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得し た建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は、以下のとおりであります。 建物及び構築物

3年~50年

機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品

2年~20年

口. 無形固定資産

定額法を採用しております。

主な償却年数は、以下のとおりであります。 ソフトウエア(自社利用分) 3年~5年

- ③ 重要な引当金の計上基準
 - イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績 率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性 を検討し、回収不能見込額を計上しております。

口. 當与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負

担額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは医療機器の開発・製造・販売を主な事業とし、これらの商品及び製品の販売については 商品及び製品の引渡時点において顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足される と判断していることから、商品及び製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売にお いては、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識して おります。また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定してお ります。

- ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項
 - 方法
 - イ. 退職給付に係る会計処理の ・退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末ま での期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっており ます。
 - ・数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、翌連結会計年度に一括して費用処理す ることとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部 におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上 しております。

ロ、外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理してお ります。

なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中 平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しておりま す。

ハ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、12年間の均等償却を行っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(のれん及び仕掛研究開発の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 2,337,669千円 その他の無形固定資産 1.080.000千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
 - ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

株式会社Bolt Medical (以下、「Bolt社」という。)との企業結合取引により取得したのれんは、被取 得企業の今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であり、取得価額と被取得企業の識別可能な 資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上しております。

また、仕掛研究開発は、技術の優位性により生み出すことが期待される超過収益の現在価値として算定しております。

当社グループでは、減損の兆候を把握するために、Bolt社の事業計画の達成状況を評価しております。なお、当連結会計年度においてのれん及びその他無形固定資産に減損の兆候はありません。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

識別可能な無形固定資産の測定は、経営者の判断を伴う主要な仮定により影響を受けます。 のれんの金額の算定の基礎となる事業計画にはBolt社が開発中の製品による症例数の予想成長率や市場 シェア予測、割引率等の主要な仮定が含まれています。

また、無形固定資産についてはこれに加えて、仕掛研究開発にかかる技術の優位性が主要な仮定となります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

のれん及び仕掛研究開発の減損の判断については、その時点における経営環境や事業計画及び脳血管内 治療用医療機器開発計画の達成状況を考慮しておりますが、事業計画の前提となった主要な仮定に見直し が必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類におけるのれん及び仕掛研究開発の評価に重要 な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

18.202.956千円

154,980千円

(2) 圧縮記帳

圧縮記帳により次の金額を取得価額から控除しております。

建物及び構築物 34.352千円

機械装置及び運搬具

土地 50,000千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	18,880,000株	一株	1,000,000株	17,880,000株

(注)普通株式の発行済株式の株式数の減少1,000,000株は、自己株式の消却によるものです。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度期首の株式数 当連結会計年度増加株式数		当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,093,120株	2,000,073株	1,008,700株	3,084,493株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加2,000,073株は、自己株式の公開買付けによる取得による増加2,000,000株と単元未満株式の買取りによる増加73株によるものです。
 - 2. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,008,700株は、自己株式の消却による減少1,000,000株と譲渡制限付株式報酬としての処分による減少8,700株によるものです。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2023年6月28日開催の第40期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 1,175,081千円

・1株当たり配当額 70円

・基準日 2023年 3 月31日

· 効力発生日 2023年 6 月29日

(注) 1株当たり配当額には創立50周年記念配当30円が含まれております。

2023年11月10日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 587,845千円

・1株当たり配当額 35円

・基準日 2023年 9 月30日

・効力発生日 2023年 12月18日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 2024年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額

665,797千円

・配当の原資

利益剰余金

・1株当たり配当額

45円

・基準日

2024年 3 月31日

• 効力発生日

2024年 6 月27日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については当社グループの資金運用規程に従い実施する方針であります。また、資金調達については必要が生じた場合に実施を検討する方針であります。

デリバティブ取引は、期末日現在該当がありません。今後、必要が生じた場合に実施を検討する方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、

当社グループの与信管理規程に従い、主な取引先の信用状況を必要に応じ把握する体制としております。 投資有価証券である株式は、主に市場価格の変動リスクに晒されていますが、中長期的な保有の方針であ

り、定期的に時価を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、当連結会計年度末においては全て1年内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
① 投資有価証券 その他有価証券	514,611	514,611	-

- (注1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「金銭の信託」「支払手形及び買掛金」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注2) 市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額383,723千円)及び投資事業有限責任組合出資金(連結貸借対照表計上額63,635千円)については、「① 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される

当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時

価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2024年3月31日)

F価 (千円)				
	レベル 1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	514611			514711
株式	514,611	_	_	514,611

- ② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 該当事項はありません。
- (注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されている ため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	医療機器
主要な財又はサービスのライン	
人工透析類	7,622,183
静脈留置針類	6,840,159
インターベンション類	7,378,593
その他	9,609
顧客との契約から生じる収益	21,850,545
外部顧客への売上高	21,850,545

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは医療機器の開発・製造・販売を主な事業としております。

これらの商品及び製品の販売については、商品及び製品の引渡時点において顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品及び製品の引渡時点で収益を認識しております。

ただし、国内の販売においては、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

商品及び製品の販売における一部の取引高リベート及び目標達成リベートについては、変動対価に関する不確実性がその後に解消される際に、認識した収益の累計額の著しい減額が発生しない可能性が高い範囲でのみ、取引価格に反映しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高等

契約負債は主に、商品及び製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位:千円)

	(1)
	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	5,691,297
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	5,288,526
契約負債(期首残高)	65,221
契約負債(期末残高)	153,490

契約負債は、主に、商品及び製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、引渡時に収益を 認識する顧客との販売契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するもの であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債に含まれていた額は、65,221 千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が88,269千円増加した主な理由は、 顧客から受け取った前受金の増加であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はないことから、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、注記を省略しております。

7.企業結合に関する注記

企業結合契約に定められた条件付取得対価の会計処理

2022年12月26日に行われた株式会社Bolt Medicalとの企業結合について、当連結会計年度に条件付取得対価の支払が確定しております。また、条件付取得対価の支払が確定したことにより、支払対価を取得原価として取得時に発生したものとみなし追加的にのれんを認識しました。

(1)追加的に認識した取得原価(のれん認識額) 632,406千円 (2)追加的に認識したのれんの償却額 65,875千円

(3) 償却方法及び償却期間 12年間にわたる均等償却

8.1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額2,982円56銭(2) 1株当たり当期純利益187円95銭

貸借対照表

(2024年 3 月31日現在)

	Ì			の部	負 債 及 び 純 資 産 の 部
	科		目	金額	科 目 金 額
Ι	【流	動資	産】	12,569,661	I 【流 動 負 債】 2,361,899
	現	金及び	預金	4,828,435	買 掛 金 1,574,217
	受	取	手 形	63,815	未 払 金 38,718
	売	掛	金	5,224,711	未 払 費 用 155,778
	金	銭の	信 託	1,500,000	未 払 法 人 税 等 280,007
	商	品及び	製品	786,229	前 受 金 153,627
	前	払	費 用	34,019	預 り 金 18,380
	未	収	入 金	133,511	賞 与 引 当 金 141,155
	そ	の	他	2,783	その他 14
	貸	倒引	当 金	△3,844	Ⅱ【固 定 負 債】 854,890
П	固	定資	産】	14,848,450	退職給付引当金 65,903
1	(有	形固定	資 産)	1,363,400	長期未払金 17,756
	建		物	251,484	長期預り金 771,231
	構	築	物	77	負 債 合 計 3,216,790
	車	両 運	搬具	0	I 【株 主 資 本】 24,057,364
		具、器具及	び備品	545,635	1 (資 本 金) 1,241,250
	土		地	566,203	2 (資本剰余金) 8,432,768
2	2 (無	形固定	資 産)	31,237	資本準備金 8,378,585
	ソ	フトウ	エア	23,814	その他資本剰余金 54,183
	そ	の	他	7,423	3 (利 益 剰 余 金) 20,429,462
3	(投	資その他の) 資 産)	13,453,812	利 益 準 備 金 45,375
	投	資 有 価	証 券	340,556	その他利益剰余金 20,384,087
	関	係 会 社		12,771,826	別 途 積 立 金 15,200,000
	出	資	金	20	繰越利益剰余金 5,184,087
		係会社長期		240,000	4 (自 己 株 式) △6,046,116
	差	入 保	証 金	39,190	Ⅱ【評価・換算差額等】 143,957
	繰	延 税 金		57,085	その他有価証券評価差額金 143,957
	そ	の	他	5,133	純 資 産 合 計 24,201,322
貨	Ĭ	産 合	計	27,418,112	負 債 純 資 産 合 計 27,418,112

損 益 計 算 書 (2023年4月1日から) 2024年3月31日まで)

		科					目		金	額
売			L	_		高	5			21,850,545
売		_	Ł	原		佃	5			17,048,255
	売		上	絲	ŝ	利		益		4,802,289
販	売	費	ひび	一 般	管 珰	星 費	Ì			3,025,729
	営		業		利			益		1,776,559
営		業	夕	\	収	益	ŧ			
	受		取		利			息	1,944	
	受		取	酉己	Į.	当		金	1,266,437	
	受	耳	Ĭ	地	代	5	家	賃	32,460	
	受	取	事	務	手		数	料	6,545	
	雑			扣				入	113,563	1,420,951
営		業	夕	\	費	用]			
	支		払		利			息	7,621	
	投	資	事	業 組	合	運	用	損	2,287	
	自	己	株	定	取	得	費	用	56,137	66,047
	経		常		利			益		3,131,464
特			削	利		益				
	固	定	資				却	益	501	
	ゴ	ル		会 員		売	却	益	1,181	1,683
特		5		損		失				
	固	定	資				却	損	2,402	
	固	定	資				却	損	574	
	投	資		価 証		評	価	損	4,297	7,275
1	兑	引	前	当		沌	利	益		3,125,872
1	去人		、住			V :	事業	税	599,604	
1	去	人	税	等	調		整	額	11,578	611,183
<u></u>	当	:	期	純		利		益		2,514,689

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から) (2024年3月31日まで)

		株		主	資		本	
		資	本 剰	余 金	利	益	余 余	金
	資 本 金	姿 7	その他資本	資本剰余金合計	利 益	その他利益剰余金		利益剰余金
		資 本準 備 金			利 益準備金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰余金	合 計
2023年4月1日残高	1,241,250	8,378,58	2,005,874	10,384,459	45,375	15,200,000	4,432,324	19,677,699
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△1,762,926	△1,762,926
当 期 純 利 益							2,514,689	2,514,689
自己株式の取得								
自己株式の処分			8,468	8,468				-
自己株式の消却			△1,960,160	△1,960,160				-
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	_	-	△1,951,691	△1,951,691	_	_	751,762	751,762
2024年3月31日残高	1,241,250	8,378,58	54,183	8,432,768	45,375	15,200,000	5,184,087	20,429,462

	株主	資 本	評価・換	算 差 額 等	
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価 差 額 金	評価・換算差額等合計	純資産合計
2023年4月1日残高	△3,243,54	28,059,864	118,054	118,054	28,177,919
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△1,762,926			△1,762,926
当 期 純 利 益		2,514,689			2,514,689
自己株式の取得	△4,776,21	△4,776,213			△4,776,213
自己株式の処分	13,48	1 21,950			21,950
自己株式の消却	1,960,16) –			_
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)			25,903	25,903	25,903
事業年度中の変動額合計	△2,802,57	1 △4,002,500	25,903	25,903	△3,976,597
2024年3月31日残高	△6,046,11	5 24,057,364	143,957	143,957	24,201,322

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法 (定額法)

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

③ その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動 平均法により算定) を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法を採用しております。

④ 棚卸資産

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価 切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物、構築物:3年~50年

車両運搬具、工具、器具及び備品:2年~15年

② 無形固定資産

定額法

主な償却年数は以下のとおりです。 ソフトウエア(自社利用分):5年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額 を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務 及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- ・数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、翌事業年度に一括して費用処理する こととしております。
- ・未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は医療機器の販売を主な事業とし、これらの商品及び製品の販売については商品及び製品の引渡時点において顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品及び製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売においては、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 関係会社株式 12,771,826千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
- ①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

関係会社株式のうち、2022年12月26日付で取得した株式会社Bolt Medical (「以下Bolt社」という。) の株式が3,373,190千円含まれております。

Bolt社株式については、取得価額に超過収益力を反映しているため取得価額と超過収益力を反映させた実質価額を比較し、減損の判定をしております。

財政状態の悪化や、超過収益力の毀損等により実質価額が著しく低下する場合は相当の減損処理を行います。

- ②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定 超過収益力はBolt社が開発中の製品における症例数の予想成長率や市場シェア予測、技術の優位 性等の経営者による主要な仮定が含まれています。
- ③翌事業年度の計算書類に与える影響

市場環境の変化や経済状況の変動により事業計画の見直しが必要となり、超過収益力が減少した場合、当該株式の減損処理による損失が発生する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

572.556千円

500.787千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債権

金銭債務 1,363,150千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引 売上高 708,953千円

仕入高 15,961,126千円

販売費及び一般管理費 160,889千円

② 営業取引以外の取引高 受取配当金 1,260,000千円

受取地代家賃 699千円

受取事務手数料6,545千円受取利息1,807千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株	式の	種	類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普	通	株	式	2,093,120株	2,000,073株	1,008,700株	3,084,493株

- (注) 1.自己株式の数の増加は、自己株式の公開買付けによる取得2,000,000株と単元未満株式の買取りによる増加73株によるものです。
 - 2.自己株式の数の減少は、自己株式の消却による減少1,000,000株と譲渡制限付株式報酬としての処分による減少8,700株によるものです。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

未払事業税	27,590千円
賞与引当金	43,221千円
長期未払金	5,436千円
退職給付引当金	20,179千円
会員権評価損否認額	13,364千円
投資有価証券評価損否認額	20,292千円
その他	27,701千円
繰延税金資産小計	157,786千円
評価性引当額	△41,318千円
繰延税金資産合計	116,468千円
操延税金負債	
その他有価証券評価差額金	59,383千円
繰延税金負債合計	59,383千円
繰延税金資産の純額	57,085千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位:%)
法定実効税率	30.62
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.29
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△12.36
住民税均等割	0.76
その他	0.24
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.55

7. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関 関 役 の 任 等	事者との係 事業上の関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	東郷メディキット 株 式 会 社	100.0	2人	商品の仕入	医療機器 の 仕 入 (注) l	15,961,126	買掛金	1,363,095
主要株主 役員及び 議決権の 議決権の 当 当 当 る が る が る が る が る が る が る が る が る	株式会社ナカジマ コーポレーション	(被所有) 直接 36.07	1人	_	自己株式 の 取 得 (注) 2	4,776,000	_	_

- (注) 1. 商品の仕入については、市場価格と当該会社の製造原価等を勘案し、双方協議の上決定しております。
 - 2. 自己株式の取得につきましては、2023年12月5日の取締役会決議に基づき、公開買付けの方法により買付価格を1株につき2.388円にて行っております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 6.収益認識に 関する注記 に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,635円72銭

(2) 1株当たり当期純利益

153円98銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

メディキット株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 奥 見 正 浩 業務執行社員 公認会計士 中 田 里 織 業務執行社員 公認会計士 中 田 里 織

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、メディキット株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メディキット株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが 適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継 続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計 算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個 別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重 要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確 実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、 監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結 計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求め られている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や 状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並び に連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

メディキット株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 奥 見 正 浩 第 務 執 行 社 員 公認会計士 奥 見 正 浩 指定有限責任社員 公認会計士 中 田 里 織 務 執 行 社 員 公認会計士 中 田 里 織

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、メディキット株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当 監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

- 2. 監査の結果
 - (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

メディキット株式会社 監査役会

常勤監查役 金 子 尚 道 🤅

社外監查役 大島秀二郎

社外監査役 吉 田 福 一 印

株主総会参考書類

議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、株主の皆様へ安定的な配当の維持に努めるとともに、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおり当期の期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

- 1. 期末配当に関する事項
- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金45円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は665,797,815円となります。 これにより、中間配当を含めた通期の配当金は、1株につき80円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2024年6月27日といたしたいと存じます。
- 2. その他の剰余金の処分に関する事項
- (1)減少する剰余金の項目とその額繰越利益剰余金 1.200,000,000円
- (2)増加する剰余金の項目とその額別途積立金1,200,000,000円

定時株主総会会場ご案内図

東京都文京区湯島一丁目7番5号 東京ガーデンパレス 2階 高千穂の間 電話 03 (3813) 6211



最寄駅

東京メトロ 丸ノ内線御茶ノ水駅より徒歩5分 東京メトロ 千代田線新御茶ノ水駅より徒歩5分 J R 中央線・総武線御茶ノ水駅より徒歩5分

※ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

